

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年10月15日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年11月2日から同月22日まで縦覧に供する。

平成19年10月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市多肥土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 前池地区	高松市産業部土地改良課
高松市三郎池土地改良区	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 岡池地区	〃
四箇池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 城池西小池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 神内上池地区	〃
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 渡池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東舟岡地区	〃